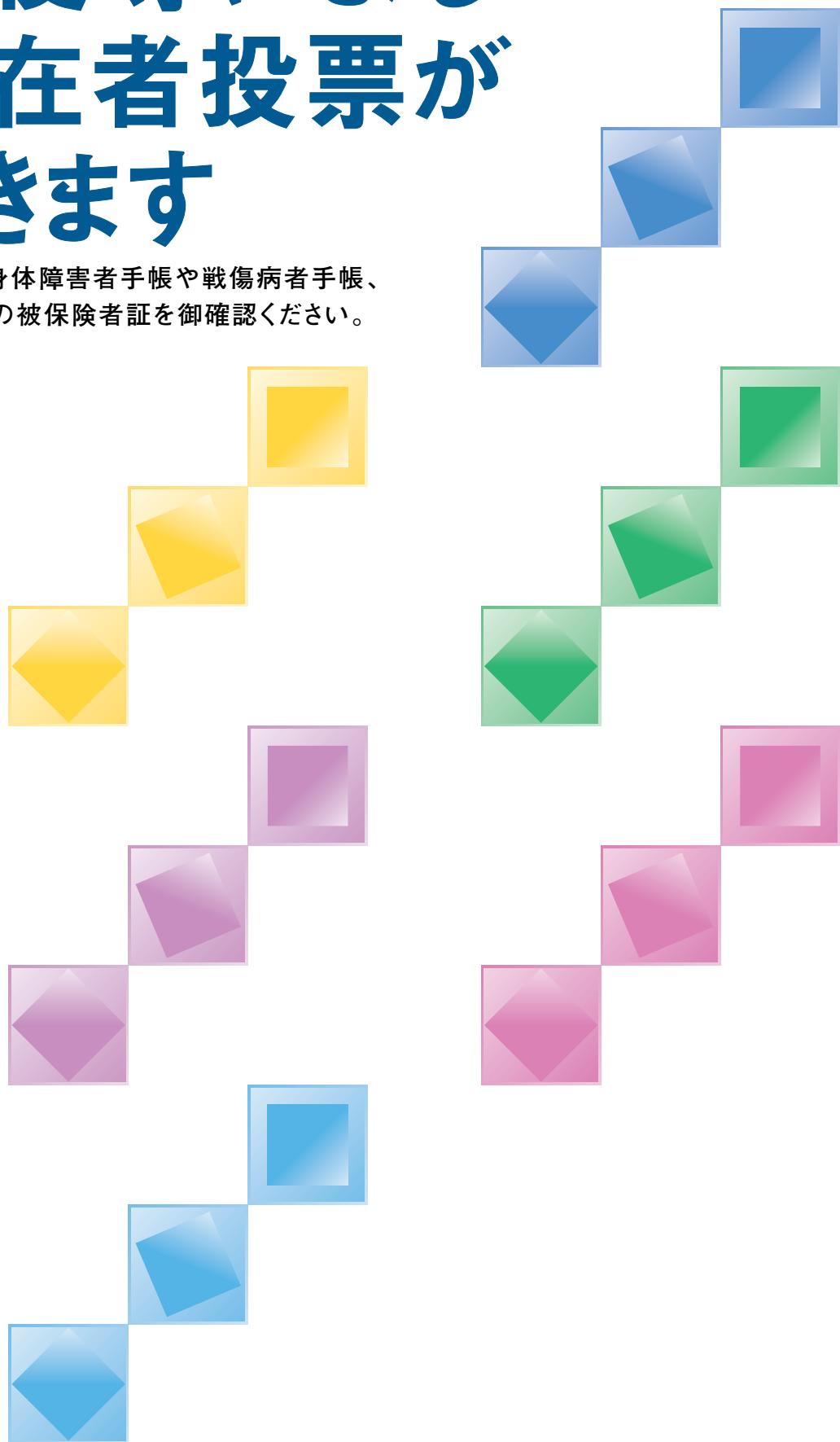


郵便等による 不在者投票が できます

お持ちの身体障害者手帳や戦傷病者手帳、
介護保険の被保険者証を御確認ください。



代理記載の制度もあります

郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方(○印の該当者)又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています(平成16年3月より対象者が拡大されました)。

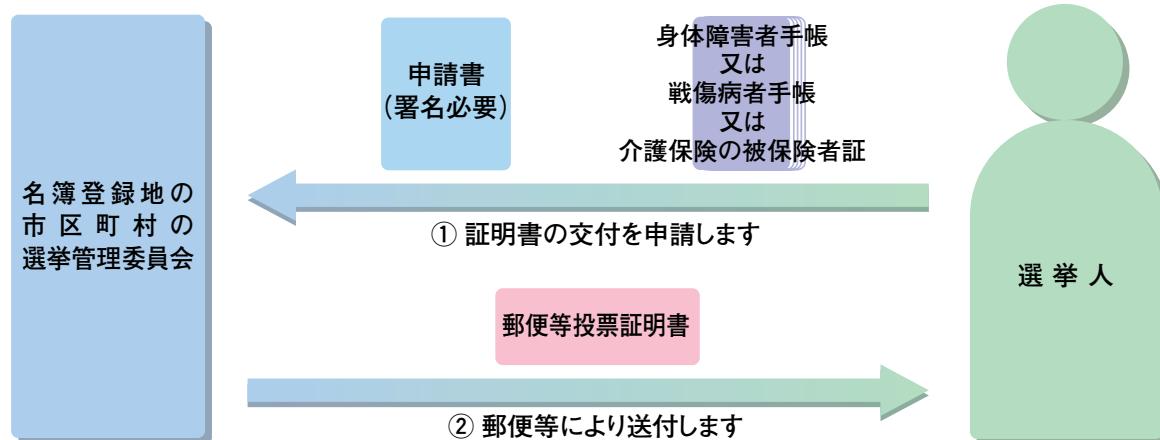
身体障害者手帳	障害名	障害の程度			備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				備考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/	手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		両下肢、体幹の障害	○	○	○	/	手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		「要介護5」
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○										

郵便等による不在者投票の手続

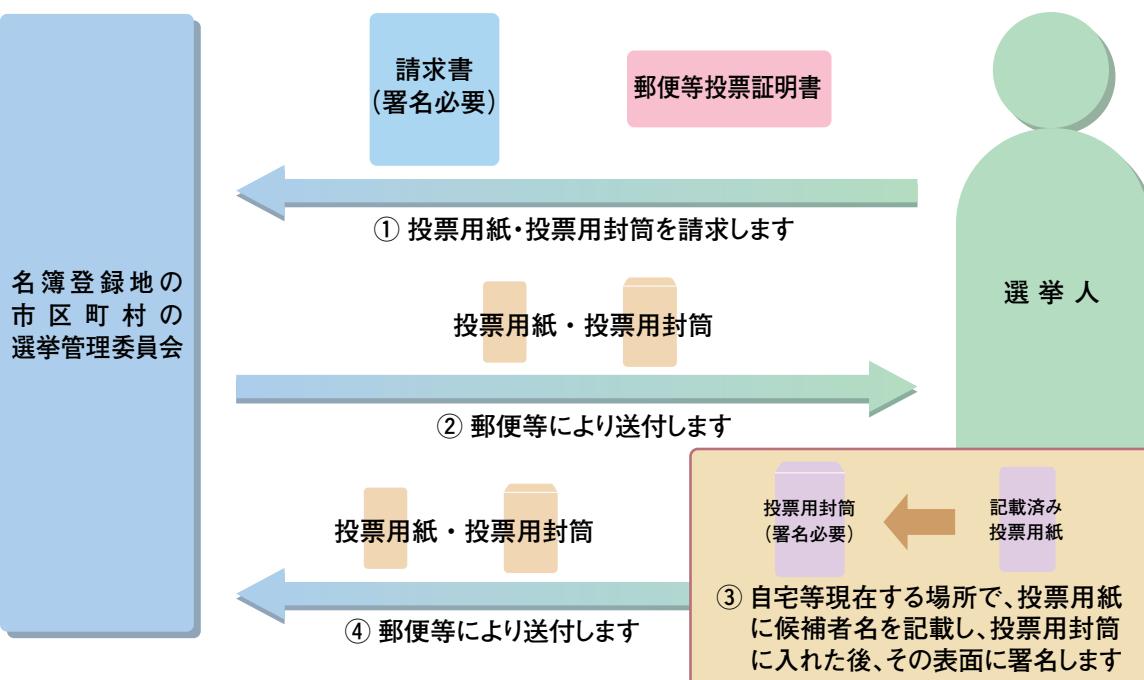
郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



2 投票手続



郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人(左ページ参照)で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある方(○印の該当者)は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載をさせることができます(平成16年3月より制度が導入されました)。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度 1級	備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			備考
						特別項症	第1項症	第2項症	
	上肢、視覚の障害	○	手帳の記載では該当するかどうかわからぬときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		上肢、視覚の障害	○	○	○	手帳の記載では該当するかどうかわからぬときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人(左ページ参照)でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

郵便等による不在者投票における代理記載制度の手続

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請(左ページ参照)に加えて、あらかじめ次の①及び②の手続を行っておく必要があります。これらの手続は同時に行うことが可能です。また、代理記載の方法による投票手続は③のとおりです。

1 代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続

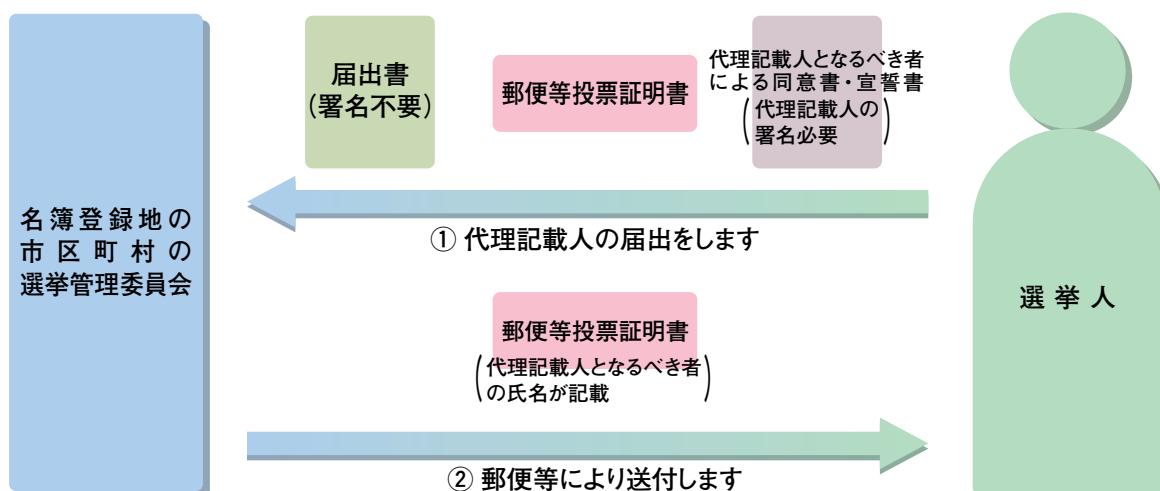
郵便等投票証明書に代理記載の方法による投票を行うことができる選挙人である旨の記載を受けます。



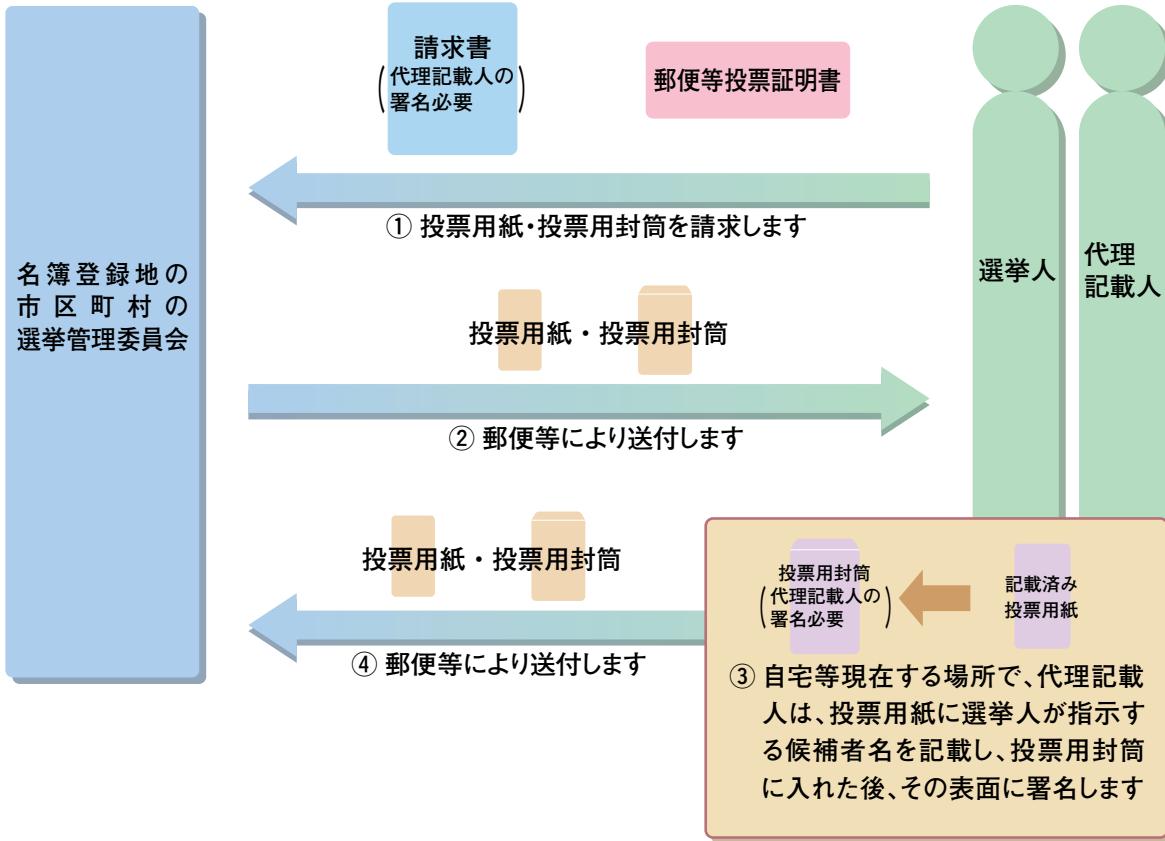
※この手続を郵便等投票証明書の交付申請と同時にを行う場合には、郵便等投票証明書の交付申請書への署名は不要です。

2 代理記載人となるべき者の届出の手続

選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者を届け出ます。



3 代理記載の方法による投票手続



罰 則

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

施 行

以上の内容は、平成16年3月1日から施行されています。



明るい選舉のイメージキャラクター
選舉のめいすいくん

詳しくは、総務省、都道府県、市区町村の選挙管理委員会、明るい選舉推進協会にお問い合わせください。

総務省・(財)明るい選舉推進協会